最近の活動の状況

◇電話相談◇

子どもの虐待防止ホットライン　　2018年10月１日～12月27日　電話相談結果報告

① 受信件数　186件

＜内訳＞

１）相談者性別・年代

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	不明	合計
女性	3	13	6	35	31	9	17	114
男性	0	0	1	66	1	0	2	70

性別不明　２件

２）利用回数

初回	継続	不明
136	145	0

３）相談時間

～9	～19	～29	～39	～49	～59	60分以上
26	29	61	24	18	13	15

４）被虐待経験の有無

あり	なし	不明
136	2	48

② 内容別件数

虐待（含む危惧）	9
１８歳以上の虐待	90
育児不安	13
マスコミ・問合せ	5
その他の相談	69
無言・ノイズ	0
妊娠・出産	0

＊虐待の型＊

身体的	心理的	ネグレクト	性的	不明
15	69	1	10	1

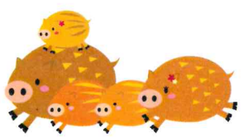

編　集　後　記

年は変わっても子どもたちの受難は続き、国の施策も例外的な人員増を打ち出しています。これはいったいどうしたことか？　人は過去から学ばない、経験に立ち返らないものなのか。いや、人の目は決して「うしろ」ではなく、前を向いてついているもの。そう心得て、子ども支援・家庭支援を続けていきましょう。

常日頃よりCAPNAにご支援いただいている皆様、日々ご尽力くださっているスタッフの皆様に改めて感謝申し上げます。　（前島・隈元）

発　行　NPO法人 CAPNA
事務局　〒460-0002 名古屋市中区丸の内 1-4-4-404

CAPNA ニューズレター

2019年1月発行
95号

「ウォーカソンとボランティア・スピリット」

副理事長　小久保　裕美

2018年5月20日は明るい日差しの日だったが北風が強かった。この日、中部ウォーカソンのチャリティ・イベントが青少年公園で行われることになっていた。CAPNAは中部ウォーカソンの活動に2010年から参加してきている。そして、毎年のようにイベント収益のなかから寄付をいただいてきたのだ。中部ウォーカソンは在日米国商工会議所中部支部と名古屋国際学園が共催している。

私は、この日CAPNAの一員としてボランティアでブースの担当をした。公園の駐車場に到着をする。まだ、来園している人は少ない。遠くに陽気な音楽が流れていた。今から、何か楽しいことが始まるぞという気持ちにさせてくれる。事務局の人が用紙してくれた箱に今日配布するチラシは事務用品が入っている。それを抱えてNPOブースを探した。それは、会場スペースの真ん中あたりにあった。全体が吹き抜けになっている中央会場の入り口付近だ。それぞれのブースは円形に形作られていて、その一角がCAPNAの場所だった。

すでに両隣のNPOが趣向を凝らした飾り旗をきれいに飾りつけていた。CAPNAの箱には、主に配布するチラシとカードが入っていた。しかし、飾りつける旗らしきものが見当たらない。簡素is Bestだ。そこでちらしを飾りにすることを思いついた。ちらしの表面と裏面を交互にブースの屋根部分に飾りとして貼っていった。風が強かったこともあり、ちらしの飾りがパタパタとはためく。そうこうしているうちに、他のボランティアスタッフが合流してCAPNAの人員は総計4人になった（写真1）。イベントのTシャツをもらい、ブースを担当する高校生ボランティとともに、CAPNAの活動紹介とばかり、パンフレットを手に参加者に声をかけ始めた。しかしこの日の北風は寒かった。「寒いね」と言いつつ。

1時間ほどしてそれぞれ休憩に入った。中央のイベント会場に行くと、舞台で中部ウォーカソンのセレモニーが行われていた。多くの団体の方たちが参集しているのだ。その声を聴きながら、食事が出来る休憩エリアに行った。一角に在日米国商工会議所中部支部の方たち等が出されているお店があった。さすがアメリカだ。バーベキューは特大サイズで安い。しかし残念！並んだのだが、私の2人ほど前でバーベキューが売り切れになった。そこで幼児の顔くらいあるアメリカサイズの大判クッキーを購入した。かじるとバターの香りが口いっぱい広がりハンドメイドで美味しかった。

写真1　チラシを飾ってみました！

写真2　授与式の様子

この大判のクッキーと同じクッキーに再び出会ったのが2018年11月7日、名古屋国際学園で行われたウォーカソンの寄付授与式であった。会場（図書館）の一角にクッキーやケーキなどが置かれておりセルフでそれらをサーブできた。

会のハンドメイドは用意されたお菓子だけではなかった。この日、会場を取り仕切っていたのは名古屋国際学園の学生たちとボランティア学生たちだ。彼らは、駐車場から会場への案内ボランティアなどを行っていた。目録贈呈式では、名古屋国際学園の日本語クラス受講生が目録贈呈される団体の紹介を一団体ずつ行ったのだ。それに先立って自分自身のボランティア体験を英語でスピーチする。寄付を受ける21のNPO等の団体がそのスピーチ聞き、自分たちの活動へ思いを馳せる。学生はこの一連の学びのなかでボランティア・スピリットを自身の体に自然に注入させるのだと感じた。団体が表彰をうけると同じように学生たちが輝いて見えた。

CAPNAはこの日、50万円の寄付をウォーカソンからいただいた（写真2）。この寄付で、CAPNAのシェルターの家賃の一部を賄うことができる。まずは、こころから感謝の気持ちでいっぱいである。

名古屋女子大学付属中学校の皆さんとの出会いを通して（1）

CAPNA 理事　小出砂恵子

去る2018年11月10日（土曜日・10時～12時）名古屋女子大学付属中学校1・2年生10名がNPO訪問でCAPNA事務局を訪問してくれました。理事の小出さんと山本さんが対応してくれました。

私立中学の中学生が、総合学習の訪問先にCAPNAを選んだと聞いて、最初は正直「大丈夫かな？」と思いました。というのは、中学生にとって児童虐待がどれだけ身近なものなのか、児童虐待の何に関心を持ってテーマに選んだのか、という素朴な疑問を持つと同時に、話を聴いた中学生が児童虐待の内容や現状を知ったときに、気持ちが苦しくなってしまわないかという心配もあったからです。当日は、12名の可愛らしい女子中学生たちがCAPNA事務局を訪れました。代表生徒の子を始め、1人1人がきちんと挨拶をして、まじめに勉強をしにきたのだということが彼女たちの様子でわかり、少し安心しました。私のほうでは、CAPNAというNPO団体についての説明と児童虐待についての概要を説明する予定でしたが、まず、中学生たちに、どうしてCAPNAについて学習しようと思ったのか質問してみました。すると、代表の子から「総合学習のテーマを考えるときに、児童虐待についてインターネットで調べたら、自分たちが暮らす名古屋市内にCAPNAという虐待防止のNPO団体があることを知り、どんなことをしているのか知りたいと思ったからです。」という答えが返ってきました。そして、グループできちんと事前学習をしてきていることがわかりました。生徒さんたちのまじめな態度とまっすぐなまなざしにさらに安心して話を進めることができました。

始めにCAPNAというNPO団体がどのような経緯で立ち上がったのかという「CAPNAの歴史」について話しました。CAPNAのHPを見て、ある程度は把握しているようでしたが、父親から性的虐待を受けた高校生の女の子を助けるために協力して活動をしたことをきっかけに、弁護士や児童養護施設関係者、児童福祉司たちが「小さな人の笑顔のために」を合い言葉につくった団体であると説明したところ、「なんか、すごい・・・。」とつぶやいた生徒さんがいて、印象的でした。あとはCAPNAがこの20年余りの間に取り組んできたこと、電話相談やメール相談について、そして児童虐待とは何なのかということについても話をしました。彼女たちはとても真剣に話を聴いており、熱心にメモをとる姿も見られました。話の中で、私が「子どもの目の前で両親の一方が他方に暴言や暴力を与えるDV（ドメスティック・バイオレンス）があった場合、それは子どもへの心理的虐待とされているんだよ。」と言うと、一様に驚いた様子を見せていたことも印象的でした。

彼女たちの質問の中に「どうして親は子どもをそんな目に遭わせてしまうのですか？」というものがあったのですが、子育ては周囲が思っている以上に母親にとって孤独で大変なこと、暮らしている環境や家族の状況、親自身が背負った生育歴など、様々な要因が絡み合っているということを、中学生が理解できるようにできるだけわかりやすく説明をしました。でも、どんな理由があったとしても、その行為は許されるものではなく、子どもにとって家庭は最も安心で安全な場所でなければならないこと、すべての子どもは社会から守られなければならないことを強調しました。

最後に彼女たちから「虐待防止のために、中学生の自分たちでも何かできることはあるのでしょうか？」と、とても嬉しい質問がありました。虐待じゃないかと思ったら中学生でも児童相談所に通報できること、友人から家族の悩みを聞いたときに、心配な様子があったら先生や親など周囲の大人に知らせること、そして何より、自分は唯一無二の大切な存在であると信じることだと伝えておきました。

電話相談員だより

相談員になって思うこと

「キャプナホットラインです」

私が、一年間の養成講座を経て相談員になったのは、愛・知球博の年でした。電話の前に座りベルが鳴ると心臓の鼓動が早くなり、声が上ずった事を思い出します。今でも忘れられない若いお母さんからの電話があります。生んで間もない頃　「泣き止まない子どもの首に手をかけてしまった」と泣きながら話して下さいました。予想をはるかに超える話に私は、傾聴の二文字を忘れ相槌をうち続ける事しかできませんでした。

近年　児童相談所や自治体の子育て支援が、手厚くなり上記のような電話には、出会いませんが・・

最近は、利用者が子どもの頃親御さんから　受けた暴言や暴力によって大人になった今も苦しいと言ってかけてこられます。幼い頃受けた虐待によって　心を傷つけられ人生まで狂わされてしまったとのお話を聴かせて頂く度　相談員として子どもの時に救い出すことができなかった申し訳なさを感じます。

私達相談員が、利用者の心の声に耳を澄まし、苦しみや辛さを少しでも受け止められるように聴かせてもらうことその為には研鑽も欠かせないと感じています。

◇シェルター事業◇2018．10月～12月末日

	受付先	経路	利用者	内容	判断	支援	支援結果
10月	事務局	機関	母・子（小学生3名）	DVケース	該当	利用せず	
10月	事務局	機関	19歳女子　父からの虐待	虐待ケース	該当	利用せず	
11月	事務局	機関	50歳代女性	DVケース	該当	利用せず	入院
11月	事務局	機関	母のみ（子は施設へ）	DVケース	該当	利用せず	
12月	事務局	機関	母・園児2名	DVケース	該当	利用	36日間
12月	事務局	機関	母	DVケース	該当	利用せず	使用中
12月	事務局	機関	母	DVケース	該当	利用せず	使用中

◇2018年度　メール相談事業◇

2018.11～12.27

月	受信件数
11月	71件
12月	92件
年度合計	713件

寄付者一覧　（H30.10～12月末日）

◇皆さまの善意ありがとうございます◇

曽根富美子　塚崎真澄　小出砂恵子　平松千沙
パブリックリソース財団　柴田昇昭（美智子）
今西洋子　曽根富美子　在日米国商工会議所
前島美津枝　矢澤克子　匿名希望

(4) 市町村の役割

障がい者虐待の対応には「児童相談所」のような機関がありませんので、市町村の福祉関係部局が担当することになったのです。

1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。

2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を 講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

3 日本障害者虐待防止学会の設立

障がい者虐待に関する研究者は極めて少数でこれまで学会がありませんでしたが、昨年12月に設立されました。

今回が第1回目の全国大会です。参加者は約150人で、立ち上げ時の熱気がありました。発表内容はまだ、障がい者虐待に関連する裁判事例が中心でした。具体的な施設の取り組みとしては京都ライフサポート協会の発表があり、少人数のユニットケアが中心でした。

子どもの虐待は「保護者の虐待」に限定されていて、「学校・保育園・子どもの施設職員の虐待」は入っていません。現在CAPNAが取り組んでいる施設内の問題に対して「安全委員会方式」を推進しています。子どもの虐待では保護した後の養護施設のユニット化や里親への委託の推進が進められているので、その経験が障がい者虐待にも使えるのではないかと提案しました。

全体を通してまだまだ始まったばかりのことだらけで、泣き寝入りしている障がい者がたくさんいると考えるべきだと思いました。

岩手県議会環境福祉委員会の視察

11月7日水曜日の午前10時から岩手県議会環境福祉委員会のご一考13名のみなさんがCAPNAへお越しいただきました。兼田からこれまでの認定NPO法人CAPNA：子どもの虐待防止ネットワークの23年間の活動を説明し、理事長の萬屋から赤ちゃん縁組と安全委員会の説明をさせていただきました。また、岩城元理事長からは行政における児童虐待の取り組みを中心にお話をいただきました。

県議会の委員さんからは岩手県における児童虐待の取り組などのお話と，CAPNA の活動についての質問等が出されました。CAPNA や愛知県・名古屋市の活動は大変参考になったとのお礼の言葉をいただきました。

名古屋女子大学付属中学校の皆さんとの出会いを通して（2）

CAPNA 理事　山本　秀樹

2018年11月10日（土）名古屋女子大学付属中学校の1・2年生10名がNPO訪問でCAPNA事務局を訪問してくださいました。たくさんあるNPOの中でもCAPNAを選び訪問して下さって本当に感謝です。折角の訪問を受けて、まず小出さんが子どもの虐待の現状とCAPNAの役割について話し、その後山本が小出さんの話を受けて簡単なワークショップを実施しました。

ワークショップでは最初に「虐待」という漢字を皆さんに書いてもらいました。「虐」という漢字は虎が爪をむけて人間を襲う意味があること、つまり日本人の考える虐待は虎に爪を向けられて襲われる血なまぐさいイメージがあるというお話をしました。一方英語の「マルトリートメント」を日本語に訳するやっぱり「虐待」になるのですが、必ずしも虎が爪を向けて人間を襲ってくるというイメージだけではないようです。

ちなみに、maltreatment（ﾏﾙﾄﾘｰﾄﾒﾝﾄ）「mal（悪い）＋treatment（扱い）で「不適切な養育」という意味で大人に依存しケアされなければ生き、成長していくことのできない子どもに対する「不適切な関わり」を意味しています。

そのお話を深めるために「これは虐待になるのでしょうか？」という以下のクイズをしました。

1.寒い冬の日に子どもをベランダに放り出す。
2.子どもへの（しつけ）として子どもを殴り・叩く。
3.感情にまかせて子どもへ暴言をはく。
4.子どもの前で両親が大喧嘩、父親が母親に手を挙げた。
5.夏の暑い日スーパーに買い物に行ったが子どもが寝てしまったので、クーラーをかけたまま子どもを残して少しだけ車を離れた。
6.母親が子どもに「あなたのためよ・・・」と言って夜中まで勉強させる。
7.自転車の補助イスに子どものみを乗せて置き、買い物をする。
8.高層マンションのベランダに踏み台となるような物を置いておく。
9.親のたばこ、ライターを無造作に子どもの手の届くところに置く。
10.家庭でふろ上がりの父親が、年頃の娘の前で裸でウロウロしているので娘がとても嫌がっている。

中学生の人たちもさすがに1～2番までは「虐待」だと認識しているようですが、番号が進むにつれて手をあげる人数が減ってきました。実はマルトリートメントという考え方では1～10番までの全てがマルトリートメントつまり「虐待」の範疇であるといわれています。

マルトリートメントの概念には、子どもの命や安全を確保するため児童相談所が強制的に介入し、子どもの保護を要する「要保護」レベルから、軽度な児童虐待で、問題を重症化させないために児童相談所など関係機関が支援していく「要支援」のレベル、さらには児童虐待とまではいかないが、保護者の子どもへの不適切な育児について、地域の関係機関など（児童相談所、福祉事務所、市町村、学校など）が連携して保護者に対して啓発や教育を行い支援していく必要がある「要観察」のレベルまでの大きな幅があります。

私たちが気づかないところで、「マルトリートメント（虐待）」は以外と日常的だったことに驚かされます。最近になってようやく、子どもの目の前で配偶者やパートナーに暴力を振るういわゆる「面前DV」が心理的虐待として扱われるようになり、また子どもの受忍限度を超えて勉強させられることを「教育虐待」とよぶようになってきました。

「0歳0ヶ月0日」という数字を見たことはありますか。児童虐待死により死に至るケースで一番多いのが「0歳0ヶ月0日のあかちゃん」という意味です。しかも、加害者の9割は、その子を産み落としたお母さんなのです。なぜお母さんが加害者になってしまうのでしょうか。本当にそのお母さんだけの責任なのでしょうか。そしてそれを防ぐことはできないのでしょうか。

実は名古屋女子大学付属中学校の皆さんがCAPNAを訪問するにあたり、いくつかの質問を寄せて下さいました。その最初の質問が「なぜ虐待が起きてしまうのか・なぜ子どもに虐待してしまうのか」です。CAPNAの訪問を機にこの「なぜ」に真剣に向き合っていただければ幸いです。そして最後の質問が「活動に関わりのない私たちにも出来ることは何かないか」でした。CAPNAを訪問して下さり虐待について少しでも「知ること」ができたと思ってくだされば本当に感謝です。「知ること」は全ての始まりになると思います。

このように中学生たちの訪問を受けてCAPNAとしても改めて気づかされたことは非常に多くありました。またCAPNAでの学びをまとめて、後日写真を送って下さいました。

名古屋女子大学付属中学校の皆さんは「子どもの虐待防止」とCAPNAの役割に感心を持って訪問して下さり、本当に真摯な学びをして下さいました。皆さんとの出会いに心より感謝いたします。

2018年11月10日（土）10：00～12：00　於：CAPNA事務局

名古屋女子大学付属中学高等学校NPO訪問

～「CAPNA」を知っていただくワークショップ～

ねらい：子どもの虐待防止への関心をもってもらう
CAPNAの役割について知っていただく
子どもの虐待をなくすための工夫

1．CAPNAの働き・・・小出砂恵子さん（CAPNA）
「子どもの虐待防止ネットワーク・あいち」（Child Abuse Prevention Network Aichi）
1995年10月に設立された特定非営利法人のNPO団体です。
・CAPNAホットライン
・メール相談・・・・子育て・虐待（ぎゃくたい）の悩みに無料でメール相談に応じます。
・CAPNAのネットワーク
・CAPNAのシェルター
・オレンジリボンについて
・特別養子縁組
・0歳0ヶ月0日の虐待を防ぐ
・CAPNAに関る人たちは「先生」と呼ばないルールがある。

2．ワークショップ・・・山本秀樹さん（CAPNA）
【虐待についてもっとよく知るワークショップ】
●「ぎゃくたい」を漢字で書いてみる。

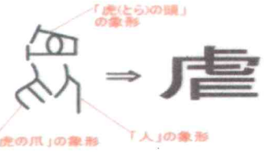

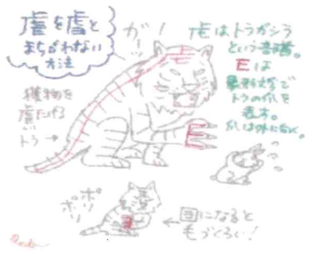

「虐」・・・「いじめる、むごく扱う」という意味の漢字。字源は「虎」と「爪」の組み合わせ。虎が捕食するむごい姿を表している。
「待」・・・「まつ、あしらう、もてなす、まちうける」という意味の漢字。
＊二つを合わせると、「むごくあしらう」となる。

●日本で虐待といえば
「身体的虐待」・「性的虐待」・「心理的虐待」・「ネグレクト」

●英語で虐待をあらわすことばには二つある。
・Abuse（ｱﾋﾞｭｰｽ）Abuseは「ab(離れた)」「use(使用)」という言葉からきている。
子ども)乱用という意味。大人の希望や欲望のために、子どもを利用・搾取するという意味。
・maltreatment（ﾏﾙﾄﾘｰﾄﾒﾝﾄ）「mal（悪い）＋treatment（扱い）で「不適切な養育」という意味、大人に依存しケアされなければ生き、成長していくことのできない子どもに対する「不適切な関わり」を意味する。

●小出さんのお話をKJ法でまとめて模造紙に貼る。

2019年1月発行　No.95

障がい者虐待防止学会に参加して

CAPNA理事　兼田　智彦

2018年12月16日に日本女子大学で行われた「日本障害者虐待防止学会第1回全国大会」に参加しました。

1　障がい者虐待とは

障がい者虐待の問題はこれまで一部の人しか関心がなく、死亡事故が起きてもその時だけで忘れられていました。

障がい者虐待防止法が制定されたのは2011年で、私がこれまで関わってきた子どもの虐待防止に比べると実感として20年程度の遅れがあります。

2　障がい者虐待防止法

（1）法律の目的

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律ではその目的として次のように定めています。

「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。」

（2）障がい者虐待の定義

障がい者と障がい者虐待の定義として次のように定めています。

1「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

子どもの虐待と違うのは、経済的虐待が入っているところです。

（3）障がい者虐待防止施策

1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。

2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

子どもの虐待の加害者は「保護者」だけが対象でしたが、障がい者虐待では
加害者として障がい者施設の従業員や、障がい者を雇用する使用者も対象となりました。

1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。
3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。
子どもの虐待の加害者は「保護者」だけが対象でしたが、障がい者虐待では
加害者として障がい者施設の従業員や、障がい者を雇用する使用者も対象となりました。